

## 【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter 第 18 号

2011 年 2 月

最終行程に向け準備を進める

我々の保険会計に関する最後のニュースレターの発行から 5 ヶ月が経っているが、その期間は、国際会計基準審議会（IASB）が公表した保険契約に係る新しい国際財務報告基準（IFRS）の公開草案のコメント募集期間にほぼ重なっている。コメント募集期間の最後に IASB は、世界中の保険会社、会計及びアクチュアリー事務所、保険及び証券の規制当局並びにその他の利害関係団体から 250 通を超えるコメントレターを受け取った。

IASB のコメント募集期間と並行して、米国の財務会計基準審議会（FASB）は、FASB ディスカッション・ペーパー（FASB DP）という形式で同様の公開草案を出しており、このディスカッション・ペーパーには、米国の保険会社等、IASB の場合と同様の幅広い利害関係団体から、追加となる 74 通のコメントレターが寄せられた。

コメント募集期間の終了に引き続き、IASB と FASB（以下、両審議会）は、一連のラウンドテーブル会議を設定し、コメントを作成した団体の構成員と直接に向かい合い、受領した大量のフィードバックで取り上げられた重要なコメントについて率直な討議を行った。このラウンドテーブルは、（12 月 9 日に）東京で、（12 月 16 日に）ロンドンで、又、（12 月 20 日に）米国のノーウォークで開かれ、その会議では、新しい IFRS 基準書の最終化、及び、新しい米国会計基準とのコンバージェンスのための主要な論点 6 つに焦点を当てた共通のアジェンダが用いられた。

私共は、ラウンドテーブルの結果と以下に記載する最近の動きについて、このニュースレターの読者に、この 6 つのトピックスを用いて、その概要を説明する。

ラウンドテーブルを終え、両審議会は、2010 年 12 月 15 日のロンドンで合同会議を開催し、保険契約プロジェクトについて討議した。その合同会議で、両審議会は、意欲的な完成目標日である 2011 年 6 月 30 日迄に、新しい IFRS の基準書及び USGAAP の公開草案を公表するという彼らのプランを承認した。この会議に引き続き、1 月 18、19 日及び 2 月 2 日と三回の合同会議が開催されている。

12 月 15 日の合同会議では、両審議会は、4 ヶ月のコメント募集期間に亘って実施したアウトリーチ活動についてスタッフから報告を受け、1 月 18 日の合同会議では、コメントレター及びラウンドテーブルで明らかにされた主要なテーマについての報告を受けている。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

1月19日の合同会議では、無配当の保険契約に適用される割引率の選定のための“トップダウン”方式について、外部の講師からプレゼンテーションを受けた。2月2日の会議では、新契約費を論点として討議が行われている。幾つかの重要な両審議会合同の暫定結論が、これらの会議の最後で下されている。

私共は、2月3日と9日に開催されたFASB単独の会議にもオブザーバーとして参加した。その会議では、割引率に係る外部講師による4番目のプレゼンテーションが行われ、続いてこのプロジェクトで、FASBが採用するアプローチについて戦略的な討議が行われた。2月9日の会議では、US GAAPを新しいIFRSの基準書に収斂するためにIASBと共同作業を行うことに賛成する決議が行われた。“改造又は収斂 (overhaul or convergence)”と定義されるオプションが、“変更はない (no change)”及び“微調整 (tweaks)”のオプションに代わって採用された。

## トピックス 1ーボラティリティー及び割引率 (Volatility and discount rates)

このトピックスは、ラウンドテーブルでの議論の大半を占め、多くのコメントレーターでも言及されている最も大きな論点となっている。

この論点は、全ての保険契約の会計処理に貨幣の時間価値を反映させるため、見積保険キャッシュ・フローの特性に調和した市場金利をベースとして測定される割引率の使用を求めた、EDの要求から生じたものである。EDは、割引率について、キャッシュ・フローが保険契約を担保する資産の価値によって影響されない限り、リスクフリーの市場金利に、市場整合的な非流動性プレミアムを調整したものを加味して成り立つものと説明している。このアプローチは、スタッフによって“ボトムアップ”アプローチと呼ばれている。

この割引率を用いた測定の基準が、負債性金融商品について最近最終化されたIFRS 9基準書に基き利用可能となった測定基準と同時に用いられる場合、保険者は例外なくその会計の結果にボラティリティーを経験することになると、ラウンドテーブル及びコメントレーターはいずれも指摘している。

保険者が、負債性金融商品への投資を償却原価で会計処理する場合、現在の市場のリスクフリー金利を用いて現在価値評価された負債(the current-accounted liabilities)に起因し変動する利息費用と、原価評価された資産から生ずる定額の投資収益とのミスマッチからボラティリティーが生じる。ラウンドテーブルの傍聴参加者の何人かは、このケースを“原価 - 現

在価値ボラティリティー (cost-current volatility)” と定義した。

保険者が、損益を通じた公正価値で評価される社債に投資している場合も、同じような不安定な結果が報告されることになる。保険者の社債への投資は、リスクフリー金利をベースとした負債の利息費用の影響を何ら償うことなく、当該保険者の報告利益を、信用スプレッドの短期のボラティリティーに晒すことになる。このケースは、“現在価値 - 現在価値ボラティリティー (current-current volatility)” と呼ばれている。

ED への回答者及びラウンドテーブルの出席者は、資産と負債の会計モデルを整合することを求め、多数の解決案を提案した。

一つの提案は、資産側の償却原価モデルを反映する割引率のロックインの導入によって、ED と IFRS 9 とを整合させることを求めるものである。このアプローチの提案者は、他のビルディング・ブロック（即ち、確率加重されたキャッシュ・フローの見積り及びリスク調整-複合マージンモデルに対して明示的なリスク調整を含むことを支持する場合）は、ED と同様に現在時点のベースを使用するため、負債の十分性テストの必要性を軽減すると認識している。ロックインされる割引率を如何に測定するか、については多様な見解がある。その見解には、共通の参照利率を使用するもの、又は、ED に規定されるボトムアップベースと同じもの、即ち、保険契約の当初認識時に測定される利率を使用するもの等が含まれている。

解決案の二番目のグループは、全ての無配当契約の保険契約に対して規定された参照割引率 (a prescribed reference discount rate) を使用することによって ED を簡略化することを提案するものである。このグループに属する提案者が最も多く選択した方法は、現在、年金負債の割引に使用されている優良社債の利回りを参照する方法である。このアプローチは、実務遂行上のベネフィットがあり、保険契約に係る貨幣の時間価値について高度に整合的な測定を提供する。IASB の理事である Stephen Cooper 氏が、ロンドンでの二回目のラウンドテーブルの参加者に行った要請、即ち、最終的な IFRS の基準書が、割引率の選定についてこの簡便的なアプローチを採用するというシナリオに帰着した場合、何か異論があれば指摘して欲しいという要請は、興味深いものである。ラウンドテーブルでは、異論は出されていない。

会計利益のボラティリティーの問題に対する解決策の三番目のものは、前述した“現在価値 - 現在価値ボラティリティー”の起因となる市場変数の変動を表示するためにより望ましい場所として、その他の包括利益 (OCI) の使用に言及している。資産及び負債の変動を OCI で会計処理することは、現在ドラフトされているように、資本性金融商品への特定の投資を

除いて、二つの基準書のいずれでも禁止されていることから、この OCI による解決手法は、IFRS 9 及び新しい保険契約基準書の二つの基準書のいずれをも修正することを要求するものである。IASB は、ラウンドテーブルにおいて、OCI を通じた会計処理を増やすように IFRS 9 を改訂することは考えていないことを表明している。但し、IFRS9 モデルの全体が、FASB との収斂討議の中で見直されており、この収斂討議が何かの変更をもたらすものか否かについて我々はここ何週間かは注視する予定である。

他の解決策のグループは、“トップダウン”による割引率選定手法を提案しており、その根拠は、その履行が実務的であり、又、それは依然として ED の原則と整合的であるということにある。デロイトは、この提案者の中に含まれている（テキストボックス参照）。これらの解決策に共通する特色は、割引の対象とされる保険キャッシュ・フローに関係のない、資産の利率の特性を排除することにある。

排除される主たる特性は、予想される信用不履行損失に係るプレミアムであるが、他の多くの ED への回答者が示唆しているように、他の要素(例えば、投資経費のためのプレミアム)も排除される。この解決策の提案者は、保険者が“トップダウン”の実務で検討すべき利率についてコメントしている。我々は、参照利率には二つの主要なカテゴリー、即ち、保険者が保有する実際の資産の利率、及び保険負債キャッシュ・フローをベースとした複製ポートフォリオの利率、が存在すると認識している。

#### 割引率についてのDeloitteの立場

我々は、保険者は、保険契約を担保する資産の価値に伴って変化しないキャッシュ・フローに適用すべき割引率の算定のため、参照資産のポートフォリオの運用利回り（the rate of return）を出発点とする“トップダウン”アプローチを用いて測定するオプションを持つべきであると考えている。保険者が、このトップダウン・アプローチの使用を選択した場合、修正されたガイドラインは、保険契約のキャッシュ・フローのデュレーション及び通貨と整合的な、参照資産のポートフォリオの運用利回りから（期待信用損失の見積りをベースとする）不履行リスクを除外して（即ち、不履行リスクは、保険契約のキャッシュ・フローとは関係を持たないため）割引率を測定するよう、保険者に要求すべきである。資産に関する期待信用損失の調整は、IFRS9 を開発している審議会の採用するアプローチと整合的であるべきである。

両審議会は、このグループの解決策に特別の関心を抱いたように見受けられ、2011年1月19日に開催された教育セッションに、トップダウン解決策の提案者である Deloitte を含む3つの団体を招き、その内容についてプレゼンテーションが行われた。

これらのトップダウン解決策の一つは、NAIC（the US National Association of Insurance

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

Commissioners) の“経済的デフォルト調整後レート (EDAR)”であり、これは現在、米国の原則的なベースの準備金に関する彼らの評価マニュアルで公開草案とされているものである。このアプローチは、保険負債の割引率を獲得することを目的として、保険者が保有する資産の期待利回りから期待不履行損失及び期待投資費用を除くために一連の調整を加えることを提案するものである。NAIC のプレゼンターである、Rob Esson 氏は、この EDAR の提案は、両審議会が最終の IFRS の基準書を開発する際に検討してみたいと希望する一つの例であるかも知れないと説明した。Deloitte LLP の Francesco Nagari 氏と Andrew Smith 氏は、参照資産ポートフォリオ・アプローチについてプレゼンを行った。これは、Deloitte がそのコメントレターの中で提案したトップダウン・アプローチで、上記のテキストブックに要約されている。これは、ED が複製ポートフォリオに関して採用したものと同一概念的なベースを使用するもので、この概念を、無配当契約の契約に用いられる割引率の選定のために用いている。参照資産ポートフォリオの市場利回りから不履行の期待コストを取り除くことで割引率を導き出すが、この割引率は、参照資産のポートフォリオが、負債のキャッシュ・フローの通貨とデュレーションが一致するように決定されている場合には、負債の属性と実質的に整合的である。この解決策は、参照資産のポートフォリオを“良好な信用特性”を持つ金融商品で構築することを提案しており、これによって保険者が、自らの保険契約を発行した市場で参照資産を構成し得る利用可能な資産を検討することが可能になる。不履行の期待コストに係る調整は、IFRS9「金融商品」に基く減損モデルのために開発されているアプローチと同じ計算で行われる。

カナダのアクチュアリー・ファーム Eckler 社のメンバーである、Nick Bauer 氏によって行われた最後のプレゼンテーションは、カナダの生命保険会社の会計実務で現在行われている、資産にリンクした割引率と定義されるアプローチを例として説明された。このアプローチは、実際には割引率を算定するものではない。代わりに、保険契約の期待キャッシュ・フローとその保険契約を担保する資産から生ずるキャッシュ・フローを検討し、その二つのキャッシュ・フローがどの程度マッチングするかを評価するものである。資産のキャッシュ・フローは、不履行の予想から生ずる将来のキャッシュ・インフローの部分を取り除くために調整され、又、保険者が、その資産から得られた資金をその保険のキャッシュ・フローのデュレーションと同じ長さのデュレーションの資産に投資して収入を得ることは不可能であろうという事実を反映させるために調整される。この処理は、計算にも織り込まれているが、デュレーション・ミスマッチを生じさせる。これらの調整は、全て期待資産キャッシュ・フローからスタートしており、従って、この技法も“トップダウン”型とされている。割引率は、キャッシュ・フローの見積りが完成した段階で、財務報告を目的として算定される。

FASB は、4 度目のそして最後の教育セッションを 2 月 3 日に開催することを決定した。米国アクチュアリー・アカデミーの Wiliam Hines 氏及び Stephen Strommen 氏が、彼らが

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

保険のキャッシュ・フローを割引くという問題について展開した 2009 年の作業 (paper) での発見事項についてプレゼンテーションを行った。彼らは、他のプレゼンターが、1 月の両審議会に提供した割引のためのトップダウン・アプローチに係る、更なる証拠を付加した。特に、彼らの見解は、最終的な会計の基準書はリスク調整及び割引率がカバーする、考えられる全てのリスクに注目すべきであり、会計上の測定に重複又は脱落が織り込まれていないことを確保する必要がある、というものであった。又、彼らは、ED に規定されている“ボトムアップ”アプローチが、残留するリスクを不適切に測定する可能性がある領域の例として、保険契約者が解約返戻金 (Cash value) への即時アクセスを禁止する保険契約を販売し、結果として保険者が保険契約に非流動性リスクを移転する場合をその例として挙げている。この場合、保険者に適用される割引率は、市場では観察不能な非流動性プレミアムを補足したものになると思われるが、この割引率は、“トップダウン”アプローチの使用によってより効率的に測定し得るものである。

## トピックス 2 – リスク調整及び残余マージン vs. 複合マージン (Risk Adjustment(RA) & Residual Margin(RM) vs. Composite Margin(CM))

このトピックスについてコメントレターの論調は分かれている。ED 及び FASB の DP は、現在、両審議会がなし得ないでいる、圧倒的な多数による選定を行うため、回答者の考え方を求めた。しかしながら、コメントレターは、2 つのオプションのうちのいずれか 1 つに対して明確な選好を示唆するものではなかったと思われる。

両審議会が昨年の夏に投票した際、IASB は 8 対 7 でリスク調整及び残余マージンモデルを支持し、FASB は、3 対 2 で反対の結論に至った。この基準設定団体間にある見解の相違は、回答者の過半数の選好のみによって解決に至るものではないと思われる。欧州、カナダ、オーストラリア、日本及び米国以外の国の生命保険会社並びに会計の専門家 (Deloitte の立場はテキストブックを参照のこと) は、リスク調整モデルを好ましいとしたが、一方、米国、日本の生命保険会社及びほとんどの損害保険会社は複合マージンモデルが好ましいとした。

### リスク調整及び残余マージンモデル vs. 複合マージンモデルに係る Deloitte の立場

我々は、基礎となる見積りの不確実性を明示的に測定する ED の提案を支持する。即ち、その測定手法は、報告日現在で有効な保険ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの結果のボラティリティーの程度に関するマネジメントの最も直近の見解について、利用者による評価を可能にする。我々は、このアプローチは、保険契約金額の当初認識以降に入手した情報に基づいて残余の不確実性の評価を (報告日毎に) 更新するものであり、この点から、このアプローチは、複合マージンより望ましいと考えている。

このモデルは、保険契約のポートフォリオに伴う不確実性の測定値を更新し、更に、その測定を、損益を通じて直接会計処理するものであることから、ここでの主たる論点は、このモデルの信頼性である。このリスク調整モデルは、不確実性の測定は、信頼性を持って達成することが出来、又、その不確実性（に係る情報）が、目的適合性のある財務情報の重要な要素であることから、この手法では、その明示的測定が強要されると考えている。

複合マージンモデルでは、保険契約の起因となる取引が行われるその時に限り、会計目的のための十分な証拠が存在すると考えている。保険契約に関する流動的な第二市場が存在する場合に限って、保険契約の当初の販売時点以降の情報の使用が、可能になると思われる。複合マージンモデルは、更に、支払い給付金と保険料及びそれらの期待価値をベースとした比率にもとづき、複合マージン負債の系統的且つ論理的に損益へ解放することを求めている。

リスク調整モデルでも、取引対価（増分新契約費控除後の正味数値）とリスク調整で増加する、将来の契約キャッシュ・フローの現在価値との対比から生じた正数の差額を系統的且つ論理的な方法で損益に解放することが求められる。

#### 利益認識（profit recognition）に係るDeloitteの立場

残余マージンの較正を当初認識時に限定することは、ビルディング・ブロックの他の要素（期待キャッシュ・フロー及びリスク調整）は、各報告日において再計算されることから、EDの中に不整合なものを創出する。この制限は、保険者の業績報告の中により大きなボラティリティーをもたらす結果となり、更には、財務諸表の利用者が、当該期間における保険者の資産と負債のマネジメントを評価することをより困難にする可能性がある。

他のビルディング・ブロックに対して残余マージンを再較正することは、群団の組成当初に策定された仮定に基いて残余マージンの利益認識を続行することに比して、保険者のビジネスモデルの経済性をより忠実に表現する結果となる。

この2つのモデルのいずれかを明らかに選好するという事は、コメントレーターからは出て来ていないが、複合マージン及び残余マージンをどのように利益に解放するかについては、多くの回答者の立場は明確であり、根本的な変更を提案している。単一の解決策は出て来なかったが、目標とすべき事柄（objectives）は、系統的、且つ、論理的な解放原則、又は、支払い対（vs.）期待比率アプローチの拒絶から全て生じている。特に、利益の解放がビルディング・ブロックの根元的な変動から独立してなされることは、基礎となる経済性を忠実に表現するものだとは考えられていない。Deloitteもこの陣営の一員であり、我々の残余マージン・モデルへの支持は、残余マージンの再較正の導入を条件としていることをコメントレーターで明らかにしている。この再較正は、上記でコメントされた利益のボラティリティーを軽減することに繋がるものと我々は考えている。（テキストボックス参照）

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

### トピックス 3 – アンバンドリング及び裁量権のある有配当性 (Unbundling and discretionary participating features)

アンバンドリングに関する討論の量は、ラウンドテーブルを通じて異なっていた。このテーマについては、アジアにおけるよりも、米国及び欧州でより密度の濃い討議を含む討論が行われた。

ラウンドテーブルで我々が注目したテーマについては、受領したコメントレターに広範な選好が反映されている。アンバンドルに関する提案に対する全てのコメントは、ED では、この要請がどのように機能するかについての説明が十分なされていないというものであった。多くの回答者が、保険カバーと相互依存関係にある保険契約の構成要素を分離する目的を問うていた。特に、アンバンドルの要請を強制する方法への移行ではなく、現在の IFRS4 が提供しているアンバンドリングの任意適用を維持することを提案するものが数多くあったことに我々は注目している。

この背景に対して、何人かの回答者は、実務が複雑になる割に財務報告の質は限定的にしか改良されないということは、ED で提案されているアンバンドリングの制度を拒絶するに十分な理由となると指摘している。単一の契約の中に異なった要素のパッケージに何らの商業的実態がないケースを捕捉することを目的とする制度の方が望ましいとする回答者もあった。Deloitte もこれらの回答者に含まれる（テキストボックス参照）。

#### アンバンドリングを如何に簡易なものとするか。

我々は、ED で要求されているアンバンドリングは、余りに厄介で、又、コスト - ベネフィット・テストを経ていないという懸念を持っている。即ち、アンバンドリングの 3 つの強制例示の内の 2 つで、(分離された要素は) ホストの保険契約のために提案されたコアのモデル（に従った場合）と実質的には同様の報告がされる結果となっている。我々は、提案された要請が、保険者の財務諸表の目的適合性及び信頼性を向上させるものであるとは考えていない。

審議会は提案されたアンバンドリングの原則を修正し、以下の場合に限ってのみ、保険契約からその構成要素の分離を要求すべきであると考えている。即ち、当該構成要素が (i) 保険カバーと相互依存関係になく、又、(ii) 商業的実態のない理由で保険カバーと結合されている場合のみ、アンバンドルが要求されるべきである。

他の回答者は、先に検討したボラティリティーの問題に対応するための格好のツールとしてアンバンドリングを見ており、預り金要素をホストの保険契約から分離し、金融負債と同様に償却原価で測定することを許容するより明確化されたアンバンドリング制度を支持して



いる。

欧州におけるラウンドテーブルにおいてのみ有配当契約に関連する広範な論点が討議され、EDの方向性については、全般的な支持が表明された。しかしながら、将来の有配当契約の配当の見積りに係るガイダンスが限定されていることと有配当契約のファンドの剰余金の保険負債の部と純資産の部への配分の論点については懸念が表明された。Deloitteは、EDで提案された会計モデルの複雑性については認識している(テキストブック参照)。我々は、モデルを支持しているが、将来の保険契約者の給付金を含む、ファンドベースでのキャッシュ・フローの見積りに関する論点については注意を喚起した。このような見積りは、IFRSの体系内の革新的なアプローチであり、従って、最終のIFRSの基準書ではより詳細な説明がなされるべきであろう。

#### 有配当キャッシュ・フローに関する Deloitte の立場

我々は、現在及び将来の保険契約者への支払いを見積りに含めるアプローチを支持している。この要求は、有配当契約ファンドは、報告日現在において有効な有配当契約のポートフォリオではなく、資産の運用実績に応じて変化するキャッシュ・フローを会計処理する単位であるということを意味している。有配当ビジネスのためのこの主要な原則の適用を助けるために、この効果を明示的に言及する文章を含めるよう我々は審議会に提案する。

### トピックス 4 – 短期保険契約及び契約の境界 (Short term insurance contracts and contract boundary)

短期契約の保険事故発生前負債の会計処理をめぐる議論は、IFRS及びUS GAAPへの回答者に含まれる幾つかのグループの存在を際立たせたが、彼らは、(提案のEDの単一の測定ベースによるモデルでなく)2つの測定ベースを持つ新しい会計基準を開拓することは有用であると信じている。1つ目の測定ベースは、ビルディング・ブロックが用いられるものであり、2つ目は、EDに規定されている近似的な修正アプローチの使用範囲を拡張し、完全な会計モデルとして完成させるというものである。この完全な会計モデルは、保険カバーの期間の経過後に、保険金支払い手続きのために通常相当長い期間を要するような保険契約にも適用される。

ラウンドテーブル、若しくは、コメントレーターでこの提案を行った多くの回答者は、財産及び傷害リスクを引受ける損害保険会社の所属である。彼らは、これらの契約に関する(現在使用する会計)モデルは“破綻しておらず”、そのモデルは投資意思決定を可能としており、投資家は満足している、と考えている。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

彼らは、短期契約のための修正アプローチを導入する ED の方法を歓迎しており、更に、両審議会が、投資収益をあてにするのではなく、保険引受利益を最適化することに焦点を置く彼らのビジネスモデルをより詳細に検討することを奨励している。この主張の結論は、そのような保険契約の保険事故発生後負債（支払備金）については割引もしないし、リスク調整の見積りもしないというものである。

この議論は、幾つかのラウンドテーブルではっきりと主張されていたので、提案に対する彼らの対応を見定める必要から、両審議会は、この主張を注意深く聴取しているものの、どう対応するか態度を決めていない。

短期契約の会計処理を、主たるモデルの代用（proxy）と考えている他の回答者（Deloitte を含む - テキストボックス参照）は、提案されているアイデアを改良するための3つの主たる提案を行っている。

1. 保険事故発生前負債の計算を修正し、本当の意味でシンプルな会計計算するという提案。多くの回答者が、ED の複雑性を強調し、又、よりシンプルなアプローチで、非常に少ないコストで実質的には同じような結果を得られるとしている。
2. 短期契約の分類を、（保険カバーの期間が 12 ヶ月若しくはそれ未満とする）ルールベースの“輝線（bright line）”基準から、原則主義ベースものに改訂するという提案。
3. 全ての短期契約にこの手法の使用を要求するのではなく、その代わりに、この手法は会計方針の選択として選ばれることを許容する。

#### 短期契約の保険事故発生前負債の近似値（approximation for short term contracts ore-claims liabilities）

我々は、短期契約の保険事故発生前負債の計算のための、ビルディング・ブロックによる測定の実務的な近似値として、簡便的な会計アプローチがあつてしかるべきだと考えている。

この簡便的な会計アプローチは、そのようなタイプの契約を販売する保険者、しばしば損害保険者若しくは財産及び傷害保険者と呼ばれる保険者の包括利益計算書として広く認められているものの延長線での表示を可能とする。我々は、簡便的な会計アプローチは、許容されるものであつて、求められるものではないと考えている。

短期保険契約の定義に関する重要なポイントは、契約の境界線の問題の適用の問題である。この概念は、広く支持されており、提言の多くは、定義の根本的な変更でなく字句の修正に関するものであつた。

しかしながら、健康及び医療費用補償（**protection**）ビジネスを営む何名かの保険者は、より根本的な改訂を提言している。これは、保険契約のグループが、ポートフォリオとして価格の再設定がされた場合（この実務は、時として”コミュニティー・レイティング（**community rating**）”と呼ばれている）に、契約の境界線の導入を提言するものである。このセクターの保険者は、彼らは、しばしば、個々のリスク評価を禁止する法令上の規制の対象とされるという説明をしている。このような契約に現在の契約の境界線の定義を適用すると長期の保険契約と看做され、短期契約に許容された簡明な手法の使用が結果として不可能とされる。

ラウンドテーブルに参加した両審議会の理事は、現在の契約の境界線の定義に辿りつくために彼らが払った多くの努力を理解している。そのため、彼らは、健康保険を売る保険者が必要としていることに対応するために、他の保険者に影響を及ぼす可能性のある問題を理解することなく、定義を変更することを躊躇している。

## トピックス 5 – 表示 (**presentation**)

ED は、保険契約から生ずる収益及び費用についてマージンベースの表示を提案し、短期契約の場合には、保険料収入 (**premium earned income**) 及び発生保険金及び発生費用 (**claims incurred expense**) の表示ラインを残すことを認めるオプションを提案している。回答者の大半は、利益報告にこのマージンアプローチが適合することを認め、両審議会がこの方向に進むことを支持している。また、短期契約の経過収益及び発生費用に関する情報をオプションとして残すことは、マージンベースの表示の枠組に適合するものとして、肯定的なコメントを寄せている。

しかしながら、マージンベースの表示に対する支持は、多くの場合に長期契約の量的情報が含まれることを条件としたもので、この量的情報がない場合、マージンベースアプローチは、有益性に欠けると考えられている。

東京におけるラウンドテーブルでは、損益計算書に含めることが求められる引受保険料をトップラインとする、伝統的な表示アプローチの使用を特に強く求める提案がされた。更に、費用の各項目の挿入も提案された。即ち、その費用項目は、想定と実績の差及び仮定の変更に伴うマージンの計算に参入される実際の費用の総額を示す。

他のラウンドテーブルで表明された見解は、より多様であり、他の代替的アプローチを含んでいる。Deloitte の提案（テキストボックス参照）もその代替的アプローチの一つであり、

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

期間中に販売された契約（即ち、当該期間において保険者が当初の会計上の認識を行う必要がある契約）の将来キャッシュ・インフローの現在価値を（量的情報の代替として）使用するよう提案している。我々は、Deloitte が提案した修正損益計算書をこの News Letter の appendix に掲載した。

#### 新規獲得契約のボリューム（New Business volumes）

我々は、保険者の業績（performance）の表示は、報告期間において販売された契約に関する情報が同時に含まれている場合、より目的適合性があると考えている。

現在の履行価値モデルの下でこの目的を達成する一つの可能性ある方法は、包括利益計算書のトップに別途ラインを設け、そこに残余マーzinの当初の較正の要素を表示することである。このアプローチは、以下のようなベネフィットがある：(a) 報告期間に発行された契約に関する統合的な情報を捕捉する、(b) 基礎となる測定モデルと統合的である、及び (c) 投資家が保険者の新しいビジネスのために開発した一般的な比率（ratios）例：生命保険ビジネスの新規獲得契約マーzin）の計算が可能になる。

### トピックス 6 – 経過措置（transition）

何名かの理事が認める、最終の IFRS の基準書では変更される可能性のある領域は、経過措置のルールの部分である。移行日（transition）において保険契約の残高を残余マーzin抜きで記録するという結論は変更され、移行日における保有契約のポートフォリオの未実現利益を表す残余マーzinを含めることとなるであろう。

全てのラウンドテーブルにおいて、この取扱は変更されるという説明は歓迎され、その後の議論は、移行日における残余マーzin（若しくは、複合マーzin）の開始残高を認識する方法として両審議会の検討の俎上にのぼり得るアプローチに焦点が当てられた。

以下に提案された幾つかの申し出について記載する。

1. 保険契約の経過措置にも、通常の IAS8 の処理方法（regime）の適用が許容すべきであるという提案。
  - この場合、保険者は、自らが保有する有効なポートフォリオについて、現在有する情報に従って、完全な遡及的な修正再表示（retrospective restatement）を完全に実行しなければならない。（残余マーzinの開始残高は）、当初認識日から移行日までに関利益として解放された部分を控除して計算される。この調整は、残余マーzinが損益を通じてどのように会計処理されるべきかという討議の最終結果に当然ながら依存して

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

いる。

2. IAS8 の遡及的修正再表示について、限定された期間（例えば、5年から10年の期間）を定めるという提案。
  - このアプローチは、再表示のコストと発行後相当の期間が経過した保険契約の残余マーヅンを計算するベネフィットのバランスを認識させることを狙ったものである。このような契約は、移行日までに利益の大半を実現してしまっているであろう。このアプローチは、強制的な施行日として、保険者が遡及的修正再表示のためのデータを構築することが出来るような十分な時間にゆとりのある日程が設定された場合には、その適用が容易になる。
3. 残余マーヅンの開始残高を計算するために、保険のポートフォリオの代替的価値を使用するという提案。
  - このような代替的価値の例としては、保険者が既に自主的に報告しているエンベディット・バリューの金額、移行日に有効なポートフォリオについて企業結合の際に用いられる金額、又は、現在のIFRSに従った自らの会計方針に基く帳簿価額などが挙げられる。

### ポートフォリオの経済性に密着した新契約費の取扱 (Acquisition costs treatment closer to portfolio economics)

新契約費の取扱いは、ラウンドテーブルのトピックスとしては取り上げられていないが、2月2日の両審議会の合同会議で討議された。EDでの提案を変更する重要な決定がなされ、全ての新契約費は、他の契約キャッシュ・フローと同様の原則に従って、保険契約の会計処理に含まれることとされた。

EDは元々、保険契約を獲得し、引受け及び販売するための全てのコストについては、個々の契約レベルで増分費用である場合に限って、保険契約のキャッシュ・フローに含まれるという提案をしていた。

両審議会は、この除外規定を取り除き、他の全てのキャッシュ・フローに用いられるポートフォリオレベルでの増分費用というベースに従って全ての新契約キャッシュ・フローを取り扱うことを決定した。この取扱いによって、EDの処理原則に従えば、過去に費用処理が求められたコールセンターやインターネット・ベースの販売プラットフォームの維持コスト等の追加のコストは、保険契約のキャッシュ・フローに含める処理が許容されることとなった。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

我々は、保険ポートフォリオを構築し管理するという経済実態に、会計モデルを近づける決定の一つとして、保険業界はこの決定を歓迎するものと考えている。

両審議会は、新契約費の識別に係るガイダンスの改良、及び、契約キャッシュ・フローの測定／評価（contract valuation）に含めるコストを、成功した販売に関して発生したものに限定するガイダンスの存在が必要か否かについて検討するため、彼らの将来の会議においてこのトピックスについて引き続き討議することを合意した。

## **FASB の収斂に向けた戦略の確認 (FASB strategic direction to converge affirmed)**

2月9日のFASBの会議で、FASBのDPについて受領した回答者の反応が、保険契約に関する現在のUS GAAPをそのまま用いるアプローチか、現在の米国の公表されている会計基準設定団体に目標とされ改革を加えるアプローチか、それとも、IASBとFASBの収斂を達成することを目指す第三のアプローチのうちどれを正当化するものであるかについて検討した。

FASBのスタッフは第三のオプションを提案し、FASBメンバーの圧倒的多数もその提案を支持した。FASBは、現在のUS GAAPを改良し、更に、IFRSとUS GAAPとの収斂をもたらすべく保険契約の会計基準を開発するという目標の承認につき公式記録に残したことを明らかにした。FASBは、このIASBとの合同プロジェクトで同じ論点について審議することでこの目標を達成しようとするであろう。

両審議会が、このプロジェクトは、US GAAPとIFRSのコンバージェンスによって完結すると考える両審議会の決定を公にしたということは、高度なレベルの公約がなされたことの重要な証拠であると我々は考えている。

## **次のステップと我々の展望 (Next steps and our outlook)**

コメント募集期間終了後の両審議会は特に精力的である。両審議会は、このプロジェクトを完成させるという固い決意を精力的に示すとともに、全ての利害関係者の提案を聴き、以って、保険契約に係る良質な統合された財務報告を創造するという真に寛大な姿勢を保っている。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

2011年6月までに最終のIFRS基準書を公表し、同時に、新しい米国の会計基準のEDを公表するというプロジェクトの完成プランは、かなり意欲的なものである。

しかしながら、我々の見るところでは、成功のチャンスを広げることに積極的に貢献する幾つかのファクターが存在すると考える。

- ・ **US GAAP 及び IFRS の概括的コンバージェンスの議題は、成功に向かって切り詰めたものにされた**

両審議会は、彼らのコンバージェンス作業の見直しを行い、2011年の夏までに、特定の高順位のプロジェクトしか動かさないことを確認した。2011年の夏にはSECが米国におけるIFRSの適用を検証し、IASBでは10年毎の議長職のローテーションが実施される。これらのプロジェクトは、保険契約、金融商品、リース、及び、顧客との契約から生じる収益である。その他のプロジェクトは、これらの優先順位の高いプロジェクトが完成した後に取り扱われる。

- ・ **新しい FASB 議長は、コンバージェンスを確約し、又、彼は改めて組成される保険プロジェクト・チームによってサポートされる**

Leslie Seidman 氏の FASB 議長指名は、米国の基準設定主体がコンバージェンスのための協議事項を確約したことに継続性を与える。更に、優先順位のあるプロジェクトについて、FASB が、いかに IASB と連携するかに関してその連携のスピードを直ちに上げることにつながる。保険契約については、特に、FASB の保険プロジェクト・チームの改組が成功裏に終わったことが追加的な良い知らせである。FASB は、その保険チームが2010年の夏に縮小されるのを見てきたが、ここ数ヶ月の間に、新しいチームが組成され、そのチームは、このプロジェクトに没頭しており、適切なペースで、より重要なこととしてIASBのプロジェクトと同等なペースでこのプロジェクトを前進させる能力があるように見える。

- ・ **IASB の引継ぎ計画が承認され、また、IFRS の将来の基準設定と現在の討議事項を整合させるだろうと考えられる指名が行われた**

2011年7月に実際に就任する、Hans Hoogervorst 氏と Ian Mackintosh 氏の指名は、十分な保険の知識と経験を持った現在のIASB理事（Pat Finnegan 氏及び Elke Koning 氏）が継続することと相まって、完成のため道のりにおいて摩擦から生ずる完成遅延のリスク、即ち、最悪の場合、保険プロジェクトの完成が数年遅れるリスク、を軽減させると考えられる。

両審議会は、2011年2月17日と18日に審議を暫定的に再開する。

## 付録 (Appendix)

Deloitte が提案した損益計算書の表示

以下の表は、Deloitte の ED コメント質問 13 に対する回答として記述された表示モデルで、保険者が、包括利益計算書の表示科目として記載すべき全ての項目を選択することを前提にしている。

注記に含めることが可能な項目は、\*をつけている。

ED の対応条文	適用 (全ての金額は、項目に対応する再保険の金額、(通常は貸借反対)を持つ)	
17	新規契約の将来キャッシュ・インフローの期待現在価値	xx
75(a)(i)	短期契約から生じた経過保険料	xx
17	新規契約の将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値	(xx)
17	新規契約のリスク調整	(xx)
17	新規契約の残余マージン	(xx)
75(a)(ii)-(iv)	短期契約から生じた発生した損害及び費用	(xx)
72(c)	個々の契約のレベルでは増分費用でない新契約費	(xx)
72(a)(i)	リスク調整の解放	xx
72(a)(ii)	残余マージンの解放	xx
72(d)(i)	支払った又は受領した実際のキャッシュ・フロー - 実績調整	xx/(xx)
72(d)(i)	支払う又は受領する見積りキャッシュ・フロー - 実績調整	(xx)/xx
72(d)(ii)	見積りの変更 (キャッシュ・フロー、割引率及びリスク調整	(xx)/xx
New Proposal	見積りの変更に伴う残余マージンの再較正	xx/(xx)
72(e)	保険契約負債に係る利息	(xx)

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。